

知って得する!

法律コラム



弁護士 大竹裕也

商業登記の放置が招く法的リスク

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の大竹です。日本の会社法では、登記事項に変更が生じた場合、原則として2週間以内に変更登記をしなければならないと定められています(会社法915条1項)。しかし、日々の業務に追われる中で、変更登記は後回しにされてしまうケースも少なくありません。

今回は、変更登記を怠ったことによる法的リスクについて解説します。

2 経営者個人に科される「過料」の制裁(会社法976条1号)

最も直接的なペナルティは、金銭的な制裁である「過料(かりょう)」です。

この過料は「行政罰」であり刑事罰ではない一方、「会社ではなく代表者などの個人に対して科される」という点に注意が必要です。裁判所から個人宛てに通知が届き、原則会社の経費として処理することもできません。

過料の金額は、遅延した期間や内容によって決定されますが、短期間だと数万円、長期間かつ複数の遅れがあると数十万円に及ぶこともあります。

3 「みなし解散」による強制的な法人格の消滅(会社法472条1項)

長期間登記を放置し続けると、会社そのものが消滅してしまう「みなし解散」というリスクが待ち受けています。

最後に行った登記から12年以上経過している株式会社は「休眠会社」と判定されます。法務局

からの「事業を廃止していない場合には2カ月以内に届出をせよ」という内容の通知を放置して届出や登記を行わないと、会社が解散したものとみなされ、強制的に「解散」の登記がなされます。これを「みなし解散」と言います。

一度みなし解散がなされると、その事実を把握した金融機関によって銀行口座が凍結されてしまいます。さらに、解散から3年が経過すると、もはや会社を復活させることはできなくなります。

4 取引上の「対抗力の喪失」(会社法908条1項)

登記は、会社の重要な情報を外部に公示し、取引の安全を守るための制度です。この登記を怠ると、変更があったという事情を知らない第三者に対抗できなくなります。

例えば、代表取締役が交代したのに登記を放置していた場合、退任した旧社長が勝手に会社の印鑑を使って契約を結んでしまっても、会社は「その人はもう社長ではない」という事実を、事情を知らない取引相手に主張できなくなります。

5 おわりに

商業登記を怠ることは、単なる期限遅れではなく、会社の存続と社会的信用を危険にさらす行為です。特に役員の任期については、再任の場合であってもその都度登記が必要です。自社の登記事項に変更はないか、役員の任期は切れていないかなど、定期的に確認する習慣を持つことが、会社を守る第一歩となります。